令和９年度　舞鶴市
地域放課後児童クラブの概要について

舞鶴市健康・こども部子育て応援課

１　事業の趣旨

地域放課後児童クラブは、平日の放課後や土曜日、学校の長期休業期間等に学校施設などを利用して、保護者が仕事等で昼間家庭にいない児童を安全に預かる事業です。

児童の健全育成を推進するとともに保護者の子育てに対する負担感の軽減を図るなど、地域と協働して子育て中の家庭を支援します。

※「社会生活を身につけるため」「こどもに手がかかるから」「遊び場所がないから」「友達が行っているから」といった理由での利用はできません。



２　設置主体

舞鶴市

３　運営主体

各小学校区の地域子育て支援協議会（運営委員会）

４　事業期間

毎年度の4月1日から3月31日まで

※新１年生についても、4月1日から利用が可能です。

５　対象児童

市内の小学校に就学している児童（市内に住所を有すること）

※病気等のため、集団での生活及び育成が不可能または困難な児童は利用できない場合もあります。

６　開設日時

開　設　日	開　設　時　間
平日（月曜日～金曜日）	放 課 後から午後6時30分まで
土曜日、学校振替休業日	午前8時から午後6時30分まで
長期休業期間（夏休み等）	午前8時から午後6時30分まで

※地域の実情により開設日時が変更となる場合があります。

７　開設しない日

日曜日・祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）は休業です。

【気象警報が発表された場合】

○気象警報の発表等により学校が休校、または途中で下校となった場合、クラブは休業となります。

○土曜日や夏休み期間等学校休業日において、放課後児童クラブを開設するまでに学校が休校となる基準の気象警報が発表された場合は休校となります。

※この他にも地域の事情により臨時休業する場合があります。

８　放課後児童支援員

放課後児童支援員は、原則として地域の方で、利用児童数に応じた人数で支援にあたります。

９　利用者の負担金額

（１）利用者負担金は、児童１人につき、下表のとおりです。

利用月	5月、6月、9月、10月、11月、2月	12月、1月	3月、4月、7月	8月
金額	5,000円	6,000円	7,000円	9,000円

※ただし、同一世帯で2人以上の児童（兄弟姉妹等）が利用している場合、2子目以降は、各月の半額となります。

（２）児童の傷害・賠償責任保険の掛け金が別途必要になります。

（３）利用者負担金等は、決済代行サービス会社を通じて市へお支払いいただきます。

注1）月々の利用者負担金および保険料のみ。

注2）放課後児童クラブは、ある程度の期間、継続的に児童を預かる制度のため、利用者負担金は月額単位となっております。そのため、利用開始・利用中止が月の途中となるなど、実際に預かる日数が数日の場合でも負担金は1ヶ月分が必要となりますのでご了承ください。

（４）おやつ代は、月額1,000円～2,000円程度が必要となり、クラブにより異なります。

（５）教材費等個人で使用するものは実費負担となります。

10　利用者の負担軽減

生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯の方につきましては、利用者の負担軽減措置があります。

利用年度末（3月上旬頃）に利用児童の保護者の方へ案内をいたしますので、対象となる方は、市へ直接申請してください。

11　お弁当の持参

土曜日や学校の長期休業期間など、学校給食のない日はお弁当の持参が必要です。



12　保護者が用意するもの

次の物が必要となりますので、保護者で用意してください。

○着替え一式（クラブに備付）　○上靴　○コップ（プラスティック製）　○文房具　等

13　児童のお迎え

地域放課後児童クラブの開設時間は、午後6時30分までとなっていますので、<u>必ず午後6時30分までに保護者が児童を迎えに来てください。</u>

※保護者が迎えに来られない場合は、「まいづるファミリー・サポート・センター」等の利用をお願いします。

まいづるファミリー・サポート・センター (☎64-7522)	こどもを預かってほしい方とこどもを預かる方が同センターに会員登録。 お願い会員がこどもを迎えに行けない時などに、まかせて会員がこどもを迎えに行き、自宅で預かります（有料）。 詳しくは、「まいづるファミリー・サポート・センター」まで。

14　事故保険への加入

地域放課後児童クラブへの往復途上や活動中における事故等に対応するために、傷害・賠償責任保険に加入していただきます。クラブで預かっている間に、施設の欠陥や管理上の落ち度が原因で起きたケガ等については、市が加入する市民総合賠償補償保険が適用されます。

15　利用申し込み

地域放課後児童クラブの利用申し込みは、原則、オンライン申請となります。
利用を希望される方は、下記の必要書類をご用意の上、お申込みください。
スマートフォン・パソコンから24時間いつでも申請可能です。

詳しくは舞鶴市のHPをご覧ください

◉オンライン申請が難しい方は、下記の必要書類をご用意の上、子育て応援課窓口までお越しください。

【新年度当初（4月）の利用募集について】
事前に一斉募集を行います。募集期間内にお申し込みください。

【随時（5～3月）の利用募集について】
利用希望日の1ヶ月前に申請してください。定員が超過している場合や、申請が遅れた場合は、希望の利用日からご利用いただけないことがあります。

※過去に利用された放課後児童クラブの利用者負担金を滞納されている場合（兄弟姉妹を含む）は、利用できません。

事業を利用する理由	必要書類
給与所得者（常勤・日雇・パート等） ※求職中は利用できません	就労証明書（様式あり）
内職	供給先の証明書等
自営業者・農業等	確定申告書の写し、農事組合長の証明書 具体的就労状況申立書（様式あり）等
出産（産前3ヶ月・産後3ヶ月）	母子手帳の写し（表紙と出産予定日記載欄） ※利用中に就労から出産へ理由が変更となる場合は必ず市へ届け出てください。
病気	医師の診断書
障害	身体障害者手帳の写し、療育手帳の写し等
看護・介護	医師の診断書、介護認定書等
就学・技能訓練	在学（入学）証明書、カリキュラム等
災害	り災証明書等
その他	事実を証するに足りると認める書類

※申込者が予定人数を超過した場合は、国の優先利用の基本的考え方にもとづき、放課後自宅に誰もいない児童や低学年の児童等を優先するなど、利用者調整を行い利用者を決定することになります。

※申請内容に変更がありましたらすみやかに市へ届け出てください。

例）・住所や氏名、電話番号等の変更
・転職、退職等による就労状況および事業を利用する理由の変更
・離婚、婚姻、出産等による世帯員の変更

16　利用の中止

年度途中で利用を中止される場合は、最終利用月の月末までにオンラインで届出をしてください。

例）7月31日までクラブを利用する場合（8月1日以降、利用しない）
→7月31日の23：59までに届出を完了させてください。

※上記期日までに利用中止の届出がない場合、利用の有無に関わらず、翌月の利用者負担金がかかります。

17　お問い合わせ先

舞鶴市健康・こども部子育て応援課（中総合会館３階）

TEL：66-1008　/　FAX：68-9222



地域放課後児童クラブ

新　舞　鶴小学校区地域放課後児童クラブ	新舞鶴小学校内	☎62-5585
三　　笠小学校区地域放課後児童クラブ	三　笠小学校内	☎63-8000
倉　　梯小学校区地域放課後児童クラブ	倉　梯小学校内	☎62-7117
倉梯第二小学校区地域放課後児童クラブ	倉梯第二小学校内	☎62-5535
与　保　呂小学校区地域放課後児童クラブ	与保呂小学校内	☎62-0208
志　　楽小学校区地域放課後児童クラブ	志　楽小学校内	☎77-8157
朝　　来小学校区地域放課後児童クラブ	朝　来小学校内	☎62-0456
大　　浦小学校区地域放課後児童クラブ	大　浦会館内	☎090-4767-9656
中　舞　鶴小学校区地域放課後児童クラブ	中舞鶴小学校内	☎62-0203
明　　倫小学校区地域放課後児童クラブ	明　倫小学校内	☎75-1145
余　　内小学校区地域放課後児童クラブ	余　内小学校内	☎75-1230
池　　内小学校区地域放課後児童クラブ	池　内公民館内	☎76-1255
中　　筋小学校区地域放課後児童クラブ	中　筋小学校内	☎75-1988
福　　井小学校区地域放課後児童クラブ	福　井小学校内	☎75-0036
高　　野小学校区地域放課後児童クラブ	高　野小学校内	☎75-2828
岡　　田小学校区地域放課後児童クラブ	志　高会館内	☎82-0410
由　良　川小学校区地域放課後児童クラブ	由良川小学校内	☎080-2140-5824

18　社会福祉法人が運営する放課後児童クラブ

小学校区ごとの地域放課後児童クラブのほかに、法人施設においても開設しています。

児童センター「ふたば」 （運営法人：社会福祉法人舞鶴双葉寮）	舞鶴双葉寮内	☎62-0122
め　だ　か　ク　ラ　ブ （運営法人：社会福祉法人瑞光福祉会）	なかすじこども園内	☎76-2322
南舞鶴放課後児童クラブ （運営法人：社会福祉法人大樹会）	旧南乳児保育所内	☎68-9960